平成２１年（フ）第１６０５号
横浜市栄区小菅ケ谷３丁目55番２号　サンライトヒルズＢ棟
破産者　五十嵐修一
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６２２号
横浜市青葉区すすき野３丁目１番地12
破産者　田口アサ子
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６号
神奈川県横須賀市船越町２丁目65番地14
破産者　北田　隆司
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第１５６号
富山県射水市南太閤山14丁目17番地、開始決定時の住所富山県射水市橋下条133番地１
破産者　須崎　　勉
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１２０７号
名古屋市中区伊勢山２丁目７番16号　セントラルリッツ202号
破産者　システムーンこと　能島　孝行
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３３０号
愛知県春日井市柏原町３丁目40番地３
破産者　山口　義美
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３９９号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場志水68番地14、開始決定時の住所名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の４　上飯田第二市街地住宅３棟704号
破産者　坂井田律子
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４８７号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地８　321号棟207号室
破産者　畠山　壽子
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７３５号
名古屋市天白区植田山３―1115　コーポ慶202号、住民票上の住所名古屋市名東区牧の里２丁目2227番地　Ｍｅｔｉｅｒ201号
破産者　森村　英正
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４０７７号
大阪府門真市野里町９番21―503号
破産者　川東　征勝
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７５７５号
大阪府東大阪市友井２丁目20番８号　レオパレスミトⅡ104
破産者　鳥居本正義
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９６８９号
堺市南区三原台１丁３番34―308号、開始決定時の住所堺市堺区向陵中町６丁１番20―1206号
破産者　稲谷　武史
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５４号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地５―305、前住所奈良県北葛城郡上牧町服部台３丁目５番14号
破産者　田中　　保
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６９号
大阪市浪速区桜川４丁目３番26―1004号
破産者　ワタルデンタルクリニックこと　渡邉　航
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６２０号
大阪府吹田市南金田２丁目22番27号
破産者　宮本　訓夫
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７０８号
大阪府交野市幾野１丁目37番２号、開始決定時の住所大阪府交野市神宮寺１丁目26番12号
破産者　厚主　幸治
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８７２号
大阪府東大阪市大蓮南４丁目22番16号、前住所大阪府東大阪市大蓮南１丁目８番３号
破産者　中島　勝男
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５１２号
大阪市生野区小路東２丁目３番27号　ＳＩハイツ大阪503号、事業所所在地大阪府東大阪市柏田西３―２―５
破産者　オプアートこと　荻野　幸男
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部